



# 島根県報

平成18年9月29日(金)  
号外第114号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(規則第92号)

- 1 規則の概要  
障害者自立支援法の施行等に伴う規定の整理(別表第1関係)
- 2 施行期日  
平成18年10月1日から施行することとした。

## 規 則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年9月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第92号

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

島根県ひとにやさしいまちづくり条例施行規則(平成11年島根県規則第80号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「第16条」を「第14条」に改める。

別表第1の1の表社会福祉施設等の項公共的施設の欄の1中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同欄の2を次のように改める。

2 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設、同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設

別表第1の1の表社会福祉施設等の項公共的施設の欄中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を削り、7を5とし、8を6とし、同欄の9中「第7条第22項」を「第8条第25項」に改め、同欄中9を7とし、10を8とし、11を9とする。

### 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

